

広島県告示第八百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和七年九月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	所在地	土砂災害警戒区域	区域の名称	山本七丁目三〇（四一七）
				急傾斜地の崩壊
平成二十九年広島県告示第二百二十号	広島県広島市安佐南区山本七丁目地内	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	山本七丁目三〇（四一七）
				急傾斜地の崩壊